

## 第12号議案

新城市母子家庭等医療費の支給に関する条例等の一部改正

新城市母子家庭等医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年2月22日提出

新城市長 穂積亮次

新城市母子家庭等医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例

(新城市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正)

第1条 新城市母子家庭等医療費の支給に関する条例(平成17年新城市条例第111号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「第50条第2号」の次に「又は第55条の2第1項第2号」を加える。

(新城市障害者医療費の支給に関する条例の一部改正)

第2条 新城市障害者医療費の支給に関する条例(平成17年新城市条例第127号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第50条第2号」の次に「又は第55条の2第1項第2号」を加える。

(新城市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 新城市後期高齢者医療に関する条例(平成20年新城市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同号」を「法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健

康保険の被保険者であった被保険者

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。